

大阪人間科学大学 学則

第1章 総 則

第1節 目 的

(目的)

第1条 本学は、建学の精神「敬・信・愛」を継承し、「自立と共生の心を培う人間教育」に基づき、生活の質的向上の方途を探る人間科学の展開を図り、課題解決能力と対人援助の専門知識・技術を持つ人間味豊かな人材を育成し、社会の発展に貢献することを目的とする。

2 本学の設置する各学部・学科における人材の養成に関する目的及び教育研究の目的については、別に定める。

(自己評価)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は教育研究活動の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

(教育内容の改善)

第2条の2 本学は、教育内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

第2節 組織及び位置

(設置)

第3条 本学に人間科学部、心理学部、保健医療学部及び大学院人間科学研究科を置き、人間科学部に社会福祉学科、医療福祉学科、子ども教育学科、社会創造学科、健康心理学科、医療心理学科、理学療法学科を、心理学部に心理学科を、保健医療学部には理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚学科を置く。

2 研究科に専攻を、学科に専攻及びコースを置くことができる。

3 大学院に関する学則は、別に定める。

4 本学は、大阪府摂津市正雀1丁目4番1号に置く。

(収容定員)

第4条 学生の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
人間科学部	社会福祉学科	60名	0名	240名
	医療福祉学科	30名	1名	120名
	(視能訓練専攻)	(30名)	(1名)	(120名)
	子ども教育学科	60名	0名	240名
	社会創造学科	30名	0名	120名
心理学部	心理学科	105名	0名	420名

保健医療学部	理学療法学科	60名	一名	240名
	作業療法学科	40名	一名	160名
	言語聴覚学科	40名	一名	160名
	合計	425名	0名	1700名

ただし、令和6年度から令和9年度までの学年進行については附則に定める。

(附属図書館)

第5条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

第3節 教職員組織

(教職員組織)

第6条 本学に学園長、学長、副学長、学監、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の教職員を置く。

(事務局)

第7条 本学に事務局を置く。

(学部長、学科長及び専攻主任)

第8条 学部に学部長、学科に学科長、専攻に専攻主任を置き、原則として本学の教授である者をもって充てる。

第4節 教授会

(教授会)

第9条 本学に教授会を置き、学園長、学長、副学長、教授及び准教授をもって組織する。

2 前項のほか、学監、事務局長、事務局次長、関係課長及びその他教授会が必要と認めた教職員は、教授会に出席することができる。ただし、議決に加わることはできない。

3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1) 教育課程及び履修に関すること

(2) 単位の認定に関すること

(3) 入学、編入学、転入学、再入学、卒業及び除籍等学生の身分に関すること

(4) 学位の授与に関すること

(5) 学生の賞罰に関すること

(6) 学生活動及び学生生活に関すること

(7) その他、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして、学長が定めるもの

4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 教授会についての規程は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、必要があると認めるときは、後学期の授業を前学期の期間に行うことができる。

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

創立記念日 6月10日

学年末休業 3月19日から4月5日まで

夏季休業 7月25日から9月10日まで

冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで

2 学長は、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し又は臨時に休業日を定めることができる。

3 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第2章 通 則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第13条 本学の修業年限は、4年とする。

(最長在学年限)

第14条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、編入学、転入学及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入 学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、原則として毎学年の始めとする。

(入学資格)

第16条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳以上に達した者

(入学の出願)

第17条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第18条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第19条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、別に定めるところにより入学手続をしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(準用)

第20条 前3条の規定は、第21条に定める編入学者並びに第22条に定める転入学者及び第23条に定める再入学者について準用する。

(編入学)

第21条 本学の3年次へ編入学をすることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者、若しくは大学に2年次以上在学し、62単位以上を修得した者
- (2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者

2 前項の編入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(転入学)

第22条 次の各号の一に該当する者で本学への入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 第21条第2号又は第3号に規定する資格を有する者

(再入学)

第23条 依願退学又は除籍後も学業継続の意思がある場合に限り、再入学を願い出ることができる。

2 再入学を願い出る者は、再入学願書を提出し、教授会の意見を聴き学長の許可を得なければならない。

3 再入学の時期は年度初めとし、依願退学又は除籍日から3年以内とする。

4 前2条又は第2項の規定より入学を許可された者の、既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴き学長が決定する。

第3節 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第24条 教育課程は、必修科目、選択科目に分け、これを各年次に配当し編成する。

(授業科目)

第25条 授業科目は、基礎科目及び専門科目とする。

2 授業科目は、4年に分けて教授する。

3 授業科目及びその単位数は、別表第1のとおりとする。

(授業日数)

第26条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第27条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は、実技のうち2以上の方法の併用については、前掲各号の組み合わせに応じ、大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第28条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、試験以外の適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることがある。

2 試験に関する必要事項については、別に定める。

(他大学等における授業科目の履修等)

第29条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、履修した授業科目について修得した単位については、教授会の意見を聴き、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第30条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の意見を聴き学長は単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第31条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、教授会の意見

を聴き、入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の意見を聴き単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第29条第2項及び第3項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(本学以外での履修の許可)

第32条 本学の学生で、第29条又は第30条に定める大学等で授業科目の履修を希望する者は、学長の許可を得なければならない。

(本学以外で履修した科目及び単位の取扱い)

第33条 本学以外で修得した科目及び単位の取扱いについては、別に定める。

(成績)

第34条 授業科目の試験成績は、S、A、B、C、Dの5種の評語をもって表し、C以上を合格とする。

2 実習に合格した者の成績の評価は、Gの評語をもって表す。ただし、前項の規定により表してもよい。

3 既修得単位として認定された者の成績の評価は、Nの評語をもって表す。

4 成績評価に関する必要事項については、別に定める。

(その他)

第35条 この節に定めるもののほか、履修方法等に関する事項については、別に定める。

第4節 休学、転学、留学及び退学

(休学)

第36条 疾病その他特別の理由により3ヵ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。なお、疾病による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第36条の2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第14条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第37条 休学期間中に、その理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学部、転学科)

第38条 転学部、転学科を希望するものは、学長の許可を受けなければならない。

2 転学部、転学科に関する要項は、別に定める。

(転学)

第39条 他の大学への入学又は転学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第40条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第43条に規定する在学年限に含めることができる。

(退学)

第41条 退学しようとする者は、その事由を具し、保証人連署の上、退学願いを提出し、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第42条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴き、学長が除籍する。

(1) 授業料等の納入義務を怠り、督促してもなお納入しない者

(2) 第14条に定める在学年限を超えた者

(3) 第36条の2第2項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者又は死亡した者

第5節 卒業及び学位

(卒業)

第43条 本学に4年(第21条若しくは第22条又は第23条の規定により、編入学、転入学又は再入学した者にあつては、第23条第4項により定める在学すべき年数)以上在学し、別に定める授業科目を履修し、124単位以上を修得した者については、教授会の意見を聴き、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して学位記を授与する。

3 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりである。

人間科学部 社会福祉学科

社会福祉士国家試験受験資格

精神保健福祉士国家試験受験資格

介護福祉士国家試験受験資格

准介護福祉士

スクールソーシャルワーカー資格(課程修了証明)

社会福祉主事任用資格

児童福祉司任用資格

身体障害者福祉司任用資格

知的障害者福祉司任用資格

人間科学部 医療福祉学科

視能訓練専攻

視能訓練士国家試験受験資格

社会福祉主事任用資格

人間科学部 子ども教育学科

保育士資格

幼稚園教諭一種免許状
 小学校教諭一種免許状
 児童厚生一級指導員
 社会福祉主事任用資格
 人間科学部 社会創造学科
 社会福祉主事任用資格
 心理学部 心理学科
 認定健康心理士
 認定心理士
 高等学校教諭一種免許状 公民
 中学校教諭一種免許状 社会
 特別支援学校教諭一種免許状 知的障害者・肢体不自由者・病弱者
 社会福祉主事任用資格
 保健医療学部 理学療法学科
 理学療法士国家試験受験資格
 J A T A C 認定アスレチックトレーナー資格
 保健医療学部 作業療法学科
 作業療法士国家試験受験資格
 保健医療学部 言語聴覚学科
 言語聴覚士国家試験受験資格

(学位)

第44条 学長は、卒業した者に、次の区分に従い学士の学位を授与する。

人間科学部社会福祉学科	学士（社会福祉学）
人間科学部医療福祉学科	学士（医療福祉学）
人間科学部子ども教育学科	学士（子ども教育学）
人間科学部社会創造学科	学士（社会創造学）
人間科学部健康心理学科	学士（心理学）
人間科学部医療心理学科	学士（医療心理学）
人間科学部理学療法学科	学士（理学療法学）
心理学部心理学科	学士（心理学）
保健医療学部理学療法学科	学士（理学療法学）
保健医療学部作業療法学科	学士（作業療法学）
保健医療学部言語聴覚学科	学士（言語聴覚学）

第6節 賞 罰

(表彰)

第45条 学生として、表彰に値する行為があった者は、教授会の意見を聴き、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第46条 本学の規則に違反し又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴き、学長が懲戒を行う。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(4) 学業成績不良で、成業の見込みがないものと認められる者

第7節 厚生施設

(保健室)

第47条 本学に教職員及び学生の保健衛生に資するため、保健室を設ける。

(学生寮)

第48条 削 除

第8節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人特別学生

(研究生)

第49条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として受入れを許可することがある。

(科目等履修生)

第50条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者がいるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として受入れを許可することがある。

(特別聴講学生)

第51条 他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者がいるときは、当該他大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

(外国人特別学生)

第52条 外国人で、入学を志願する者で外国において学校教育における12年の課程を終了した者については、選考の上、教授会の意見を聴き、外国人特別学生として入学を許可することがある。

2 外国人特別学生は、第4条に定める定員内とする。

3 外国人特別学生には、本学則及び諸規程の規定を準用する。

(研究生、科目等履修生等の規程)

第53条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人特別学生に関する規程は、別に定める。

第9節 入学検定料及び学費等

(入学検定料)

第54条 入学検定料は、別表第2のとおりとする。

(学費)

第55条 学費は、入学金、授業料及び施設費等とし、別表第3のとおりとする。

2 実習費及び教職課程履修費については、別に定める。

(学費の納入等)

第56条 学費は、所定の期日までに納入しなければならない。

2 学費納入についての規程は、別に定める。

(研究生及び科目等履修生等の授業料等)

第57条 研究生及び科目等履修生の検定料及び授業料については、別に定める。

(納入した授業料等)

第58条 既に納入した学費は、理由の如何を問わず返還しない。ただし、試験選考合格者については、所定の納入金を納入したのちやむを得ない理由で入学辞退を文書で所定の期日までに申し出た場合は、入学金を除いた納入金を返還する。

第10節 公開講座

(公開講座)

第59条 地域社会の文化進展に寄与するために、適時講習会又は公開講座を開催することができる。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

この学則に定める教育課程は、平成17年度の入学生から適用する。

2 平成17年3月31日以前に在学している者に係る卒業に必要な単位数は、第43条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

この学則に定める教育課程は、平成17年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成18年5月18日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この学則に定める教育課程表の別表第1は、24年度の入学生から適用し、23年度以前の入学生は別表第1-2を適用する。

3 第4条に規定する学生定員は、平成24年度、平成25年度、平成26年度及び平成27

年度以降は、次のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この学則に定める教育課程表の別表第1は、平成24年度の入学生から適用する。
- 3 この学則に定める教育課程表の別表第1-2は、平成23年度以前の入学生に適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この学則に定める教育課程表の別表第1は、平成24年度の入学生から適用する。
- 3 この学則に定める教育課程表の別表第1-2は、平成23年度以前の入学生に適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この学則に定める教育課程表の別表第1は、平成28年度の入学生から適用する。
- 3 この学則に定める教育課程表の別表第1-2は、平成27年度以前の入学生に適用する。
- 4 この学則に定める別表第3は、平成28年度の入学生から適用する。なお、平成27年度までの入学生については、従前の例による。
- 5 第4条に規定する学生定員は、平成28年度、平成29年度、平成30年度及び平成31年度以降は、次のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この学則に定める教育課程表の別表第1は、平成28年度の入学生から適用する。
- 3 この学則に定める教育課程表の別表第1-2は、平成27年度以前の入学生に適用する。
- 4 この学則に定める別表第3は、平成29年度の入学生から適用する。
- 5 第4条に規定する学生定員は、平成29年度、平成30年度及び平成31年度以降は、次のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この学則に定める教育課程表の別表第1は、平成30年度の入学生から適用する。
- 3 この学則に定める教育課程表の別表第1-2は、平成29年度以前の入学生に適用する。
- 4 この学則に定める別表第3は、平成29年度の入学生から適用する。
- 5 第4条に規定する学生定員は、平成29年度、平成30年度及び平成31年度以降は、次のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則に定める教育課程表の別表第1は、平成31年度の入学生から適用する。
- 3 この学則に定める教育課程表の別表第1-2は、平成30年度以前の入学生に適用する。
- 4 この学則に定める別表第3は、平成29年度の入学生から適用する。
- 5 第4条に規定する学生定員は、平成29年度、平成30年度及び平成31年度以降は、次のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第43条第3項に定める資格及び免許状の種類は平成31年度入学生までは従前の例による。
- 3 この学則に定める教育課程表の別表第1は、令和2年度の入学生から適用する。
- 4 この学則に定める教育課程表の別表第1-2は、平成31年度以前の入学生に適用する。
- 5 この学則に定める別表第3は、令和2年度の入学生から適用する。
- 6 第4条に規定する学生定員は、令和2年度、令和3年度、令和4年度及び令和5年度以降は、次のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第43条第3項に定める資格及び免許状の種類は平成31年度入学生までは従前の例による。
- 3 この学則に定める教育課程表の別表第1は、令和3年度の入学生から適用する。
- 4 この学則に定める教育課程表の別表第1-2は、令和2年度以前の入学生に適用する。
- 5 この学則に定める別表第3は、令和2年度の入学生から適用する。
- 6 第4条に規定する学生定員は、令和3年度、令和4年度及び令和5年度以降は、次のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第43条第3項に定める資格及び免許状の種類は平成31年度入学生までは従前の例による。
- 3 この学則に定める教育課程表の別表第1は、令和4年度の入学生から適用する。
- 4 この学則に定める教育課程表の別表第1-2は、令和3年度以前の入学生に適用する。
- 5 この学則に定める別表第3は、令和2年度の入学生から適用する。
- 6 第4条に規定する学生定員は、令和4年度及び令和5年度以降は、次のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第43条第3項に定める資格及び免許状の種類は平成31年度入学生までは従前の例による。
- 3 この学則に定める教育課程表の別表第1は、令和5年度の入学生から適用する。
- 4 この学則に定める教育課程表の別表第1-2は、令和4年度以前の入学生に適用する。
- 5 この学則に定める別表第3は、令和2年度の入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第43条第3項に定める資格及び免許状の種類は平成31年度入学生までは従前の例による。
- 3 この学則に定める教育課程表の別表第1は、令和6年度の入学生から適用する。
- 4 この学則に定める教育課程表の別表第1-2は、令和5年度以前の入学生に適用する。
- 5 この学則に定める別表第3は、令和6年度の入学生から適用する。
- 6 第4条に規定する学生定員は、令和6年度、令和7年度、令和8年度及び令和9年度以降は、次のとおりとする。

学 部 学 科 等	令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
	入学 定員	3年次編 入学定員	収容 定員	入学 定員	3年次編 入学定員	収容 定員
人 間 科 学 部						
社会福祉学科	60	0	300	60	0	280
医療福祉学科	30	—	150	30	—	140
子ども教育学科	60	0	285	60	0	270
社会創造学科	30	—	30	30	—	60
心 理 学 部						
心理学科	105	0	375	105	0	390
保 健 医 療 学 部						
理学療法学科	60	—	240	60	—	240
作業療法学科	40	—	160	40	—	160
言語聴覚学科	40	—	160	40	—	160
合 計	425	0	1700	425	0	1700
学 部 学 科 等	令和8年度 (2026年度)			令和9年度 (2027年度)		
	入学 定員	3年次編 入学定員	収容 定員	入学 定員	3年次編 入学定員	収容 定員
人 間 科 学 部						
社会福祉学科	60	0	260	60	0	240
医療福祉学科	30	—	130	30	—	120
子ども教育学科	60	0	255	60	0	240
社会創造学科	30	0	90	30	0	120
心 理 学 部						
心理学科	105	0	405	105	0	420
保 健 医 療 学 部						
理学療法学科	60	—	240	60	—	240
作業療法学科	40	—	160	40	—	160
言語聴覚学科	40	—	160	40	—	160
合 計	425	0	1700	425	0	1700

別表第1 別添 (省略)

別表第1-2 別添 (省略)

別表第2

入学検定料

単位：円

科目	金額	備考
入学検定料	30,000	一般入試他
入学検定料	10,000	共通テスト利用入試

別表第3

学費（人間科学部 社会福祉学科） 単位：円

科目	金額	備考
入学金	200,000	入学時のみ納入
授業料	890,000	年額
施設費	200,000	年額
教育充実費	100,000	年額
合計	1,300,000	

学費（人間科学部 子ども教育学科） 単位：円

科目	金額	備考
入学金	200,000	入学時のみ納入
授業料	890,000	年額
施設費	200,000	年額
教育充実費	26,000	年額
合計	1,316,000	

学費（人間科学部 社会創造学科） 単位：円

科目	金額	備考
入学金	200,000	入学時のみ納入
授業料	890,000	年額
施設費	200,000	年額
合計	1,290,000	

学費（人間科学部 医療福祉学科視能訓練専攻） 単位：円

科目	金額	備考
入学金	200,000	入学時のみ納入
授業料	1,000,000	年額
施設費	380,000	年額
教育充実費	100,000	年額
合計	1,680,000	

学費（心理学部 心理学科） 単位：円

科目	金額	備考
入学金	200,000	入学時のみ納入
授業料	890,000	年額
施設費	200,000	年額
合計	1,290,000	

学費（保健医療学部 理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚学科）

単位：円

科目	金額	備考
入学金	200,000	入学時のみ納入
授業料	1,000,000	年額
施設費	380,000	年額
教育充実費	210,000	年額
合計	1,790,000	

学部・学科・専攻の「人材養成に関する目的及び教育研究の目的」

人間科学部	社会福祉、保育・教育、医療技術を中心に生活の質的向上の方途を探る人間科学を学ぶことによって、科学的理論に基づく対人援助の専門知識・技術と実際的な課題解決能力を併せ持つ人間味豊かな人材を育成していくことを目指すと共に、社会福祉、保育・教育、医療技術領域をはじめとする社会の発展に貢献していくことを教育研究上の目的とする。
社会福祉学科	地域社会における人々の複雑な生活課題を解決・軽減し、人々の尊厳と人権を支える多様な支援方法を身につけた福祉の専門職の育成を目指し、教育研究を行う。
医療福祉学科	健康や生活に支障がある方を対象に、その人らしい健やかな生活が送れるように支援できる対人援助の専門職の育成を目指し、教育研究を行う。
(視能訓練専攻)	視覚に関する専門知識と技術を身につけ、子どもから高齢者まで広い世代の視点に立って物事を考えられる視能訓練士の育成を目指す。
子ども教育学科	子どもの心と身体を育む理論に基づいた実践力と提案力に裏打ちされた強い信念を持つ保育士・幼稚園教諭・小学校教諭の育成を目指し、教育研究を行う。
社会創造学科	現代社会を理解し、その中に存在する社会課題を可視化することで課題を理解・発見し、「分野を超えた専門知・技能の組み合わせ」「多職種連携」という点を重視しながら解決に向けて新しい未来型社会を提案・表現する人材の育成を目指し、教育研究を行う。
心理学部	保健医療、教育、福祉、司法、産業の多様な領域の心理学に関する専門的知識と思考力を身につけた幅広い年齢層の対人援助に対応できる心理専門職の育成を目指すと共に、保健医療、教育領域等の発展に貢献していくことを教育研究上の目的とする。
心理学科	保健医療、教育等領域における心理学を総合的に学び、心の問題の解決及び予防ができる心理の専門職の育成を目指し、教育研究を行う。
保健医療学部	保健医療の知識や、高齢者、障がい児・者への理解をベースに、人間のからだのしくみをはじめ、地域社会におけるリハビリテーションの在り方に至る学びを通し、小児から高齢者まで、幅広い層の対人援助に対応できる実践能力を備えた人間味豊かな理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の育成を目指すと共に、保健医療、福祉領域の発展に貢献していくことを教育研究上の目的とする。
理学療法学科	理学療法に関する専門知識と技術を身につけ、幅広い年齢層や疾病の重度化・重複化に対応できる医学から保健学領域にわたる実践能力を備えた理学療法士の育成を目指し、教育研究を行う。
作業療法学科	作業療法に関する専門知識と技術を身につけ、医療現場及び地域社会でリハビリテーションを必要とする幅広い年齢層の生活を支援できる医学・保健学・福祉学領域にわたる実践能力を備えた作業療法士の

	育成を目指し、教育研究を行う。
言語聴覚学科	言語聴覚障害分野のみならず関連する分野の知識や技術を身につけ、言語・コミュニケーション及び摂食嚥下といった根源的な人間の生活を支える言語聴覚士の育成を目指し、教育研究を行う。